「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、平成15年10月31日に企業会計審議会によって公表された「企業結合に係る会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。)を実務に適用する場合の具体的な指針等を取りまとめるために、企業結合専門委員会を設置し、審議を続けております。さらに、企業再編においては、結合当事企業の会計処理のほか、他の企業に対して事業を分離する企業(分離企業)の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理なども検討する必要があるため、当委員会では、別途、事業分離専門委員会を設置し、これらに係る会計処理の審議を行ってまいりました。今般、これまでの議論を論点の整理として公表し、広く一般から意見を求めるために、平成16年4月23日の第55回企業会計基準委員会で、標記の論点の整理(以下「本論点整理」という。)の公表が承認されました。

本論点整理の公表は、今後、事業分離等に係る会計基準等の開発にあたって、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、<u>平成16年7月1日(木)</u>までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール: bunri@asb. or. jp

FAX : 03-5561-9624

お問い合わせ先: 03-5561-8449

■ 本論点整理の概要

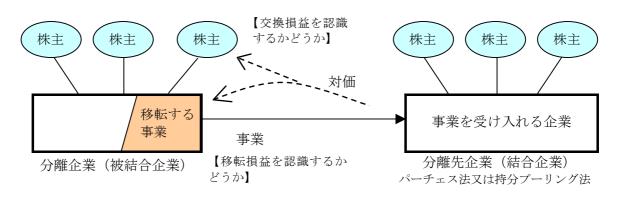
以下の概要は、コメントを募集するにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。また、本論点整理に対するコメントにつきましては、本論点整理において示されている基本論点や他の論点だけでなく、事業分離における分離企業の会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理に関するもの(注記事項も含む。)であれば、どのような事項でもお寄せください。

I 目的及び検討範囲(第1項から第15項参照)

本論点整理において、事業分離とは、ある企業(分離企業)を構成する事業を他の企業(分離先企業)に移転することをいう(第3項参照)。分離企業から移転された事業と分離先企業とが一つの報告単位に統合されることになる場合には、企業結合でもあり、分離先企業は結合企業にあたる(第9項参照)。

企業結合会計基準では、企業結合に該当する取引を対象とし、結合企業を中心に結合当事 企業の会計処理を定めている。しかし、企業再編においては、その他に、分離企業の会計処 理 (移転損益を認識するかどうか) や結合当事企業の株主に係る会計処理 (交換損益を認識 するかどうか) なども検討する必要がある。

<参考-検討範囲のイメージ>



なお、共同支配企業の形成は、事業分離と企業結合の双方に該当するが、その会計処理は、 企業結合会計基準における定めによるため、本論点整理の検討範囲には含まれていない。た だし、企業結合会計基準において、共同支配企業の形成では、連結原則と異なる会計処理と して、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づ いて算定した当該共同支配企業に対する投資の取得原価と、共同支配企業の資本のうち投資 企業の持分比率に対応する部分との差額は処理しないこととしている点につき、本論点整理 では、連結原則とは異なる例外的処理と位置付けている(第11項参照)。

Ⅲ 企業結合会計基準に基づく会計処理の考え方(第 16 項から第 24 項参照) 持分の継続と分離企業の会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方(第 16 項から第 21 項参照)

企業結合会計基準において、企業結合の会計処理に用いられている「持分の継続・非継続」という考え方は、企業結合の会計処理に固有のものではなく、むしろ一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算とも整合した概念であり、実現概念に通ずる考え方である。このため、企業結合における結合企業の会計処理のみならず、分離企業や結合当事企業の株主もあわせた企業再編の会計処理も、同じ考え方に沿って統一的に行うことが考えられる(第18項参照)。

また、本論点整理では、取得と判定された企業結合において結合企業(分離先企業)がパーチェス法により会計処理する場合でも、必ずしも分離企業が移転損益を認識するわけではなく、また、結合当事企業の株主が交換損益を認識するわけではないという視点から論点を整理している(第21項参照)。

分離企業の会計処理と結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方の関係(第 22 項から第 24 項参照)

以下のように、(1)事業分離における分離企業(例えば、吸収分割による分割会社)と、(2)100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主(親会社)とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、両者の会計処理を整合的なものとすることが適当と考えられる(第24項参照)。

- (1) 分離企業において、事業は 100%所有(支配)されているため、事業分離は、分離企業が 100%所有(支配)する事業を分離先企業に移転し、当該分離先企業は対価を支払うものと言い換えることができる(第 22 項参照)。
- (2) 被結合企業の株式をすべて保有している場合、その企業結合は、当該被結合企業の株主(親会社)が子会社である被結合企業の株式を通じて支配する事業を結合企業に移転し、当該結合企業から対価を受け取るものと言い換えることができる(第23項参照)。さらに、被結合企業の株主が親会社である場合には、被結合企業の株式をすべて保有しているとき(被結合企業が100%子会社の場合)でも、すべては保有していないとき(被結合企業が100%未満の子会社の場合)でも整合的な会計処理とすることが適当と考えられる。

Ⅲ 分離企業の会計処理の基本的な考え方-移転損益を認識するかどうかの判定一(第25項から第49項参照)

本論点整理では、一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念に基づき、 実現損益を認識するかどうかという観点から、分離企業の会計処理を検討している。これは、 企業結合の会計処理を一般的な会計処理と整合させるために考えられた「持分の継続・非継 続」という概念の根底にある考え方である。分離した事業に対する投資が継続しているとみ るか清算されたとみるかによって、一般的な売却や交換に伴う損益認識と同様に、分離企業において移転損益が認識されない場合と認識される場合が考えられる(第25項参照)。

投資が継続しているとみるか清算されたとみるかを判断するためには、具体的に明確な事実として観察することが可能な要件を用いる必要がある。企業結合会計基準では、企業結合における「持分の継続」を「対価の種類」と「支配」という操作可能な二つの観点から判断することとしているため、本論点整理においては、事業分離においても、まずは、これらを要件と仮定して検討することとした(第 26 項参照)。

(1) 「対価の種類」については、事業分離においても、分離企業が現金等の財産を受取 対価としてある事業を移転した場合には、通常、分離企業の投資が清算されたとみな される。したがって、投資の継続とみなされる可能性のある取引は、「対価の種類」 の観点からは、分離先企業の議決権のある株式を受取対価とする取引と考えられる。 ただし、受取対価のすべてが分離先企業の議決権のある株式ではなく、現金等の財産 を一部含む場合には、いくつかの考え方がある。⇒【基本論点1】

また、分離企業にとって、移転した事業に対する投資が清算されたと考えられる場合でも、取得した分離先企業の株式の時価又は移転した事業の時価の算定が困難な場合はどうするかという論点がある。⇒【基本論点 2】

(2) 「支配」については、事業分離においても、「支配」を失った場合、投資はそこで清算されたとみて移転損益を認識することが考えられる。しかしながら、親会社である分離企業の持分比率が減少する場合、支配獲得後における子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の持分の一部が少数株主持分に振り替わることから生ずる差額(持分変動差額)は、連結原則では、子会社に対する「支配」を失っていないにもかかわらず、原則として、損益として処理することとされている。したがって、分離企業の会計処理において、投資の継続にあたるかどうかを「対価の種類」の他、「支配」という観点から判断することとした場合でも、連結財務諸表上、連結原則との関係を考慮する必要がある。⇒【基本論点3】【基本論点4】

なお、企業結合の場合には、企業結合時には基本的に損益は生じないが、事業分離では、 投資が継続しているとみる場合には移転損益が認識されず、そうでない場合には認識される こととなる。一般的な売却や交換の会計処理に照らせば、上記の二つの観点以外にも、例え ば、継続的関与がある場合には、別途の考慮が必要になる可能性がある。本論点整理では、 分離企業の会計処理を考えるにあたり、分離先企業の株式を受け取る場合以外の継続的関与 について詳細には取り上げていないが、この点については引き続き検討する。また、いくつ かの取引が行われたことによる経済的効果が、1 つの取引による事業分離の経済的効果と実 質的に同じとなる場合、一体の取引として会計処理すべきと考えられるが、この点について も引き続き検討する(第 26 項参照)。

【基本論点 1】移転した事業に対する受取対価に現金等の財産が含まれる場合の取扱い(第 27 項から第 33 項参照)

受取対価のすべてが分離先企業の議決権のある株式ではなく、現金等の財産を一部含む 場合の移転損益の認識については、一般的な売却や交換の会計処理と同様に、以下のよう な考え方があるため、引き続き検討するものとする(第28項参照)。[設例1-1]

- (1) 投資が継続しているとみるためには、受取対価のすべてが、原則として、分離先企業の議決権のある株式であることが要件となるという考え方(したがって、受取対価に現金等の財産が含まれている場合には、原則として、移転損益が認識されることになる。) (第29項参照)
- (2) 投資が継続しているとみるためには、受取対価に含まれる現金等の財産が一定の割合以下であることが要件となるという考え方(したがって、受取対価のうち現金等の財産が一定の割合を超える場合には、移転損益が認識されることになる。)(第30項参照)さらにこの場合には、受取対価にどの程度の現金等の財産が含まれていれば移転損益が認識されるかということも論点となる。
- (3) 投資が継続しているかどうかは、受取対価の種類ごとに区別して判断するという考え方(したがって、受取対価のうち、分離先企業の議決権のある株式に対応する部分は移転損益が認識されず、受取対価が現金等の財産に対応する部分は認識されることになる。) (第31項参照)

【基本論点 2】移転した事業の時価の算定が困難な場合の取扱い(第 34 項参照)

分離企業において、移転した事業に対する投資が清算されたと考えられる場合でも、取得した分離先企業の株式の時価又は移転した事業の時価の算定が困難なときには、分離企業において移転損益を認識することは適当ではないという意見がある。この場合、分離企業は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて、取得した分離先企業の株式の取得原価を算定することとなる。この場合でも、「時価の算定が困難な場合」とはどのような場合をいうかなど、引き続き検討するものとする。

また、被結合企業の株主に係る会計処理においても、投資の清算とみる場合でも、取得 した結合企業の株式の時価又は移転した被結合企業の株式の時価の算定が困難なときには、 同様の論点があり、この点についても引き続き検討するものとする(第69項参照)。

【基本論点 3】分離先企業が子会社となる場合における分離企業の連結財務諸表上の取扱い (第 39 項から第 43 項参照)

分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離先企業が子会社となる場合、親会社となる分離企業において移転損益は認識されない。しかし、分離企業の連結財務諸表上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額とこれに対応する分離企業(親会社)の持分との間に生ずる差額(又は少数株主から受け入れたと

考えられる事業の時価とこれに対応する少数株主持分との間に生ずる差額)については、 次のような見方が考えられることから、引き続き検討するものとする(第 42 項参照)。[設例 2-1] 「設例 2-2]

- (1) 第 1 案:事業分離によって分離先企業が新たな子会社となるため、企業結合時(支配獲得時)に生じた「のれん」(又は負ののれん)を構成するものとして取り扱う見方これは、企業結合会計基準も連結原則もともに支配概念を用いており、企業結合時(連結時)において、連結財務諸表上パーチェス法を適用することと、連結原則によって資本連結することとは同じであるため、当該差額は「のれん(連結調整勘定)」として取り扱うものである。
- (2) 第2案:事業は既に支配されているため、支配獲得後における子会社の時価発行増 資等において生ずる「持分変動差額」として取り扱う見方

これは、企業結合会計基準の考え方に沿って、移転した事業に対する投資が継続しているとみるとともに、連結原則に従い、支配獲得後に生じた当該差額は「持分変動差額」として取り扱うものである。

【基本論点 4】分離先企業が関連会社となる場合における分離企業の個別財務諸表及び連結 財務諸表上の取扱い(第 44 項から第 48 項参照)

分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離先企業が関連会社となる場合、分離企業による当該事業に対する投資が継続しているとみなされるかどうかについては、以下のように、いくつかの見方があり得るため、これらの点については、引き続き検討するものとする。

- (1) A 案:投資の清算に該当するという見方 [設例 3-1]
 - ① 分離企業の個別財務諸表

分離先企業に移転された事業に対する分離企業の「支配」は失われることから、いったん投資を清算したとみて移転損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなり、取得した分離先企業の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。

② 分離企業の連結財務諸表

投資の清算にあたると考える場合には、新たな投資が開始したこととなるため、 新たに持分法を適用し、のれん(連結調整勘定相当額)が認識されることとなる。

- (2) B 案:投資の継続に該当するという見方「設例 3-2]
 - ① 分離企業の個別財務諸表

分離先企業に移転された事業に対する分離企業の「支配」は失われているが、引き続き「重要な影響」を与えることができることから、又は、事実上の「事業投資」が継続していると考えられることから、投資は終了したとはみず継続しているとみる。この場合には、これまでの投資がそのまま継続していると考えられるので、移

転損益は認識されず、移転前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となる。

② 分離企業の連結財務諸表

投資の継続と考えられる場合には、持分法の適用において、分離企業(投資会社) の投資(又は払込)の額と持分(又は持分増減額)との間に生ずる差額については、 さらに、以下のように2つの見方が考えられる。

(イ) B-1 案: 当該差額は、のれん(連結調整勘定相当額)とみる。

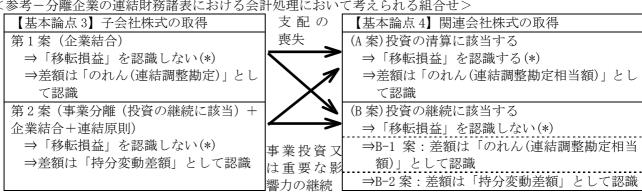
【基本論点 3】第1案にて、企業結合時(連結時)に、連結上、パーチェス法を 適用することと、連結原則によって資本連結することとが同じであれば、持分法 上も当該差額は、のれん(連結調整勘定相当額)として取り扱うことが考えられ る。

(p) B-2 案:当該差額は、持分変動差額とみる。

【基本論点 3】第2案のように、既に支配していた事業について、親会社(投資 会社)の持分比率が減少する取引は、子会社(被投資会社)の時価発行増資と同 様の取引であり、それに伴い生じた差額(持分変動差額)は、原則として、損益 として処理することが考えられる。

【基本論点3】の第1案と第2案は、それぞれ【基本論点4】のA案とB案のいずれと も結び付くことが考えられる(第 45 項参照)。また、【基本論点 4】は、持分法の位置付 け(有価証券の評価に係るものか、連結法(完全連結)の簡便法か。)にも係る問題であ る (第46項参照)。

<参考-分離企業の連結財務諸表における会計処理において考えられる組合せ>



(*)分離企業の個別財務諸表においても同様の取扱いとなる。

Ⅳ 被結合企業の株主に係る会計処理の基本的な考え方ー交換損益を認識するか どうかの判定- (第64項から第81項参照)

前述したように、事業分離における分離企業と、企業結合において、100%子会社を被結合 企業とする当該被結合企業の株主(親会社)とでは、経済的効果が実質的に同じであること から、これらの会計処理は整合的であることが適当と考えられる。このため、被結合企業の 株主にとって投資の継続・清算とみるかどうかを判断するためには、分離企業における会計 処理と同様に、まずは、「対価の種類」と「支配」を要件と仮定して検討することとする(第65項参照)。「設例 5-1] 「設例 5-3]

さらに、被結合企業の株主が親会社である場合の会計処理は、被結合企業の株式をすべて 保有しているときでも、すべては保有していないときでも整合的に行われることが適当と考 えられる。 [設例 5-2]

- (1) 「対価の種類」については、被結合企業の株主においても、結合企業の株式と引き換えられる取引が、投資の継続とみなされる可能性がある。ただし、受取対価に現金等の財産が一部含まれている場合には、いくつかの考え方がある。⇒【基本論点5】また、被結合企業の株主において、交換された株式に対する投資が清算されたと考えられる場合でも、取得した結合企業の株式の時価又は移転した被結合企業の株式の時価の算定が困難な場合はどうするかという論点がある。⇒【基本論点2】
- (2) 「支配」については、被結合企業の株主においても分離企業と同様に、「支配」を 失った場合に、投資はそこで清算されたとみて交換損益を認識するものとすることが考 えられる。しかしながら、子会社が被結合企業である場合の株主(親会社)の会計処理 は、分離企業の会計処理と整合的に検討するとしても、投資先である被結合企業が子会 社以外である場合、当該被結合企業の株主はもともと被結合企業を「支配」していない ため、どのように考えるかという論点がある。⇒【基本論点 6】から【基本論点 8】

【基本論点 5】投資先を被結合企業とした企業結合により株式と引き換えられた受取対価に 現金等の財産が含まれる場合の取扱い(第 66 項から第 68 項参照)

被結合企業の株式と引き換えられる受取対価に、現金等の財産が一部含まれている場合には、分離企業の会計処理と同様に(【基本論点1】)、以下のような考え方があり得る。 このため、分離企業の会計処理や金融商品会計基準における取扱いとの整合性も考慮しながら、引き続き検討するものとする。

- (1) 投資が継続しているとみるためには、被結合企業の株主が受け取った対価のすべてが、原則として、結合企業の議決権のある株式であることが要件となるという考え方
- (2) 投資が継続しているとみるためには、被結合企業の株主が受け取った対価に含まれている現金等の財産が一定の割合以下であることが要件となるという考え方
- (3) 投資が継続しているかどうかは、受取対価の種類ごとに区別して判断するという考え方

【基本論点 6】投資先を被結合企業とした企業結合により株式が交換された場合の取扱い (関連会社株式から関連会社株式の場合)(第76項及び第77項参照)

被結合企業がその株主の関連会社であった場合、企業結合により被結合企業の株式が結合企業の株式と交換された結果として、当該株主にとって結合企業が関連会社となることがある。このような交換が投資の継続にあたるかどうかについては、一般的な非貨幣財同

士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することが考えられる。これについては、以下のように、投資の清算にあたるという見方と投資の継続にあたるという見方がある。また、投資の清算にあたるかどうかは、状況に応じて異なるという意見もあるため、引き続き検討するものとする。「設例 6-1〕

- (1) A案:投資の清算に該当するという見方
 - ① 被結合企業の株主の個別財務諸表
 - 一般的な非貨幣財同士の交換の考え方に照らせば、被結合企業の事業と結合企業の事業とが異なる事業の場合には、投資の清算にあたることとなる。また、金融商品会計基準に照らし、企業結合により、被結合企業の株主は、保有していた関連会社株式の消滅を認識し、受け取る結合企業の株式(関連会社株式)が新たな資産であると考えられる場合には、いったん投資を清算したとみて交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなり、取得した結合企業の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。
 - ② 被結合企業の株主の連結財務諸表 この場合には、新たな投資が開始したこととなるため、新たに持分法を適用し、 のれん(連結調整勘定相当額)が認識されると考えられる。
- (2) B案:投資の継続に該当するという見方
 - ① 被結合企業の株主の個別財務諸表
 - 一般的な非貨幣財同士の交換の考え方に照らせば、同種の事業を同規模で行うなど被結合企業の事業と結合企業の事業との間に連続性が認められる場合には、投資の継続にあたることとなる。また、金融商品会計基準に照らし、企業結合により、被結合企業の株主が受け取る結合企業の株式(関連会社株式)が、消滅した被結合企業の株式と実質的に同様の資産又はその構成要素であるため残存部分であると考えられる場合には、これまでの投資が継続していると考えられるので、交換損益は認識されず、移転前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となる。
 - ② 被結合企業の株主の連結財務諸表
 - この場合には、持分法の適用において、被結合企業の株主(投資会社)の投資(又は払込)の額と持分(又は持分増減額)との間に生ずる差額については、【基本論点3】と同様に、以下のように2つの見方が考えられる。
 - (4) B-1 案: 当該差額は、のれん(連結調整勘定相当額)とみる。
 - (p) B-2 案: 当該差額は、持分変動差額とみる。

【基本論点 7】投資先を被結合企業とした企業結合により株式が交換された場合の取扱い (関連会社株式からその他有価証券の場合)(第78項参照)

被結合企業が関連会社であったが、企業結合により、結合企業は被結合企業の株主の関連会社に該当しない場合、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照

らし、投資の清算に該当するという見方と投資の継続に該当するという見方がある。また、 結合企業が関連会社に該当しない場合でも、投資の清算にあたるかどうかは、状況に応じ て異なるという意見もあるため、これらの点については、引き続き検討するものとする。 「設例 6-2〕

(1) A案:投資の清算に該当するという見方

【基本論点 6】と同様の判断に加えて、関連会社株式に該当しなくなる場合には、企業結合前の会計処理方法と異なることとなる点も考慮した見方である。この場合、被結合企業の株主は、いったん投資を清算したとみて交換損益を認識し、移転した事業の時価を取得した結合企業の株式の取得原価とする。

(2) B案:投資の継続に該当するという見方

【基本論点 6】と同様の判断により、これまでの投資が継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、移転前の適正な帳簿価額が投資原価となる。

【基本論点 8】投資先を被結合企業とした企業結合により株式が交換された場合の取扱い (その他有価証券からその他有価証券の場合)(第80項及び第81項参照)

子会社株式や関連会社株式以外の株式の投資先を被結合企業とした企業結合により、被 結合企業の株主にとって、当該結合企業が従来どおり子会社株式や関連会社株式に該当し ない場合、投資の継続にあたるかどうかは、関連会社を被結合企業とした企業結合の場合 (【基本論点 6】 【基本論点 7】) と同様に考えることができる。

この場合でも、投資の清算に該当するという見方と投資の継続に該当するという見方がある。また、投資の清算にあたるかどうかは、状況に応じて異なるという意見もあるため、これらの点については、引き続き検討するものとする。 [設例 7]

(1) A 案:投資の清算に該当するという見方

これは、【基本論点 6】 【基本論点 7】と同様の判断に加え、当該企業結合が「取得」に該当する場合には、被結合企業の個々の株主にとっても投資の継続に該当しないとする考え方も踏まえたものである。この場合には、いったん投資を清算したとみて交換損益を認識するとともに、移転した事業の時価を取得した結合企業の株式の取得原価とする。

(2) B 案:投資の継続に該当するという見方

これは、【基本論点 6】 【基本論点 7】と同様の判断に加え、結合企業の株式への交換が、被結合企業の株主自身の積極的な意思によるものと言い難い場合も多く、また、当該株主の個別財務諸表上、企業結合の前後で行われる会計処理の方法に相違はないという考え方も踏まえたものである。このように、これまでの投資が継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、移転前の適正な帳簿価額が投資原価となる。

以上